

# 横浜市環境影響評価条例施行規則の改正等について

## 皆さまのご意見をお寄せください

意見公募期間：平成 23 年 2 月 17 日（木）～平成 23 年 3 月 18 日（金）

横浜市環境影響評価条例が施行してから 11 年を経過し、この間の市民の環境への関心の高まり、制度の運用上の課題、各種事業の多様化等に対応するため、今後の横浜市にふさわしく、より効果的な環境影響評価制度のあり方について検討を進め、「横浜市環境影響評価条例」を改正しました（平成 22 年 12 月 24 日公布、平成 23 年 8 月 1 日施行）。

このたび、条例改正に伴い「横浜市環境影響評価条例施行規則」、「横浜市環境配慮指針」及び「横浜市環境影響評価技術指針」の改正・策定を行うこととなりました。これらの案の内容について広く市民の皆さまからご意見をいただくため、意見公募を実施します。

### 新しい環境影響評価制度の概要（改正条例）

#### ①事業の計画段階における環境配慮の

##### 手続の導入

事業の計画段階における環境への配慮の手続として、「配慮書」の作成と公告・縦覧、市民からの環境情報の提出、「配慮市長意見書」の作成などの手続を導入しました。

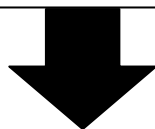
#### ②審査等の手続の見直し

「準備書意見見解書」の提出を新たに規定し、この縦覧期間中に意見陳述の申出を行うよう改正しました。

また、「準備書」に対して審査書（市長意見）を作成、「評価書」は「審査書」を踏まえたものとなるよう改正しました。

#### ③インターネットによる図書等の公表

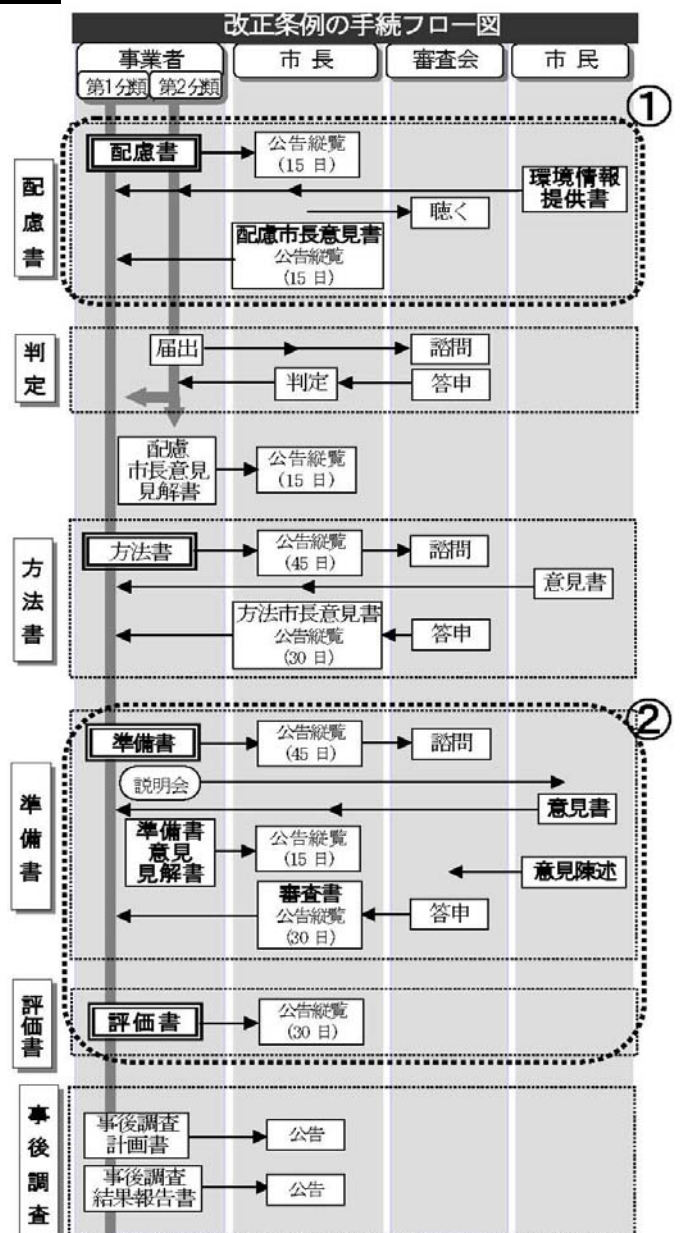
「配慮書」から「事後調査結果報告書」までの図書等について、インターネットにより全文を公表するよう改正しました。



今後、「横浜市環境影響評価条例施行規則」、「横浜市環境配慮指針」及び「横浜市環境影響評価技術指針」の改正・策定を行います。

皆さまのご意見をお寄せください！

※改正・策定の概要は、次頁以降をご覧ください。



◆意見公募の詳細や条例改正については、環境影響評価課のホームページでご覧いただけます◆

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/jyorei/eikyou/kaisei/iken.html>

## ■ 規則等の改正・策定の概要

### (1) 「横浜市環境影響評価条例施行規則」改正案の主な内容（規則改正案参照）

#### 条例の手續に関する具体的内容

- ◆新たに導入する計画段階の手續について、事業者が図書に記載すべき事項、市長が公告すべき事項等について規定します。
- ◆インターネットによる図書等の公表のため、必要なデータの提出について新たに規定します。

#### 対象とする事業の規模要件（改正する主な事業とその概要）

事業種	現行	改正案
高層建築物の建設	高さ100m以上かつ延べ面積5万㎡以上	高さ100m以上かつ延べ面積5万㎡以上 <u>(都市基盤が整備され、環境に配慮しつつ土地の高度利用を図るとして市長が告示する区域は、高さ180m以上かつ延べ面積15万㎡以上)</u>
電気工作物の建設 (火力発電)	◆一般電気事業等の用に供する発電電気工作物 出力10万kW以上 ◆特定電気事業等の用に供する発電電気工作物 敷地面積3ha以上又は燃料使用量4kl/h以上	<u>出力2万kW以上</u>
廃棄物処理施設の建設	◆ごみ処理施設(一般廃棄物) 処理能力200t/日以上 ◆一般廃棄物最終処分場 埋立面積3ha以上 ◆産業廃棄物中間処理施設 敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上 ◆産業廃棄物最終処分場 埋立面積2ha以上	◆ <u>焼却施設</u> 処理能力 <u>100t/日以上</u> ◆ <u>最終処分場</u> 埋立面積 <u>2ha以上</u> ◆ <u>その他の処理施設</u> 敷地面積9,000㎡以上 <u>(建築面積 削除)</u>

※ 環境影響評価を必ず行う第1分類事業の要件で記載。下線太字が改正箇所。

## Q 環境アセスメント(環境影響評価)制度とは？

道路や鉄道、高層建築物の建設などの大規模な事業を行う場合に、事業者自らが大気や水質、動植物など周辺環境への影響を事前に調査・予測・評価し、その結果を公表して意見を聴くことにより、自主的に公害の未然防止や良好な環境の保全を図る制度です。

#### ●横浜市環境影響評価条例の対象となる事業

道路の建設	廃棄物処理施設の建設	運動施設、レクリエーション施設等の建設
鉄道及び軌道の建設	下水道終末処理場の建設	工業団地の造成
工場及び事業場の建設	飛行場の建設	流通業務団地の造成
電気工作物の建設	公有水面の埋立て	土地区画整理事業
自然科学研究所の建設	高層建築物の建設	開発行為に係る事業

## (2)「横浜市環境配慮指針」案の概要（環境配慮指針案参照）

### 環境配慮指針とは

事業者が、事業計画の立案段階から環境影響について配慮すべき事項を定めた指針です。地球温暖化対策、生物多様性の保全などを基本的な配慮事項にあげ、事業者の自主的な環境配慮を促すとともに、環境貢献による横浜のまちづくりの推進を目指します。「横浜市環境管理計画」における取組方針や基本施策を踏まえた指針とします。

### 主な内容

- ◆計画段階の配慮を行う時期  
事業者が事業計画を見直すことのできる時期とします。
- ◆基本的な配慮事項の例  
『計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。また、低炭素型まちづくりを進めるため、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出削減を事業内容のあらゆる場面で計画段階から検討する。』など
- ◆方法書作成に向けた環境配慮の再検討  
配慮書提出後の市民からの環境情報や配慮市長意見書を十分に考慮して方法書を作成します。

## (3)「横浜市環境影響評価技術指針」案の概要（技術指針案参照）

### 技術指針とは

環境影響評価及び事後調査の適切かつ円滑な実施を図るための技術的な事項に関する指針です。「環境影響評価項目」、「調査、予測及び評価の手法」、「事後調査の方法」、「環境影響評価及び事後調査に関し必要な事項」について記載しています。

### 主な内容

- ◆手続の見直しによる図書の記載事項の追加、変更
  - ・計画段階の手続の導入に伴い、配慮書や配慮市長意見見解書の作成方法の記載を追加します。
  - ・審査等の手続の見直しにより、評価書の記載内容等を変更します。
  - ・インターネットによる図書等の公表の実施に伴い、図書作成にあたっての留意点を追加します。
- ◆環境影響評価項目の見直し  
「温室効果ガス」を環境影響評価項目に追加し、環境影響評価においても排出量削減に取り組みます。
- ◆本文に解説を加え、わかりやすくします。
- ◆各図書に記載する対象事業の内容の中に、「地球温暖化対策」、「生物多様性の保全」、「緑の保全と創造」については項目をあげて記載することとし、横浜市が進める環境基本施策の実現に向けた協力を事業者に求めます。

※現行の技術指針は、ホームページでご覧いただけます。

## ■ 意見の公募について

### (1) 意見公募期間

平成 23 年 2 月 17 日(木)から平成 23 年 3 月 18 日(金)まで(郵送の場合は当日消印有効)

### (2) 意見提出方法

本用紙を郵送、ファクシミリでご送付いただくか、直接ご持参ください。ホームページからも入力できます。

郵送先:〒231-0017 横浜市中区港町 1-1 横浜市環境創造局環境影響評価課  
ファクシミリ番号:045-663-7831 持参先:関内中央ビル8階(横浜市中区真砂町 2-22)  
ホームページ:以下の環境影響評価課ホームページから、入力ページへお進みください。  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/jyorei/jyorei/eikyoku/kaisei/iken.html>

### (3) 資料の入手方法

意見公募にあたり、資料として「規則改正案」「環境配慮指針案」「技術指針案」を公表しています。上記環境影響評価課ホームページからダウンロードしていただけるほか、環境影響評価課、市庁舎1階市民情報センター及び各区役所広報相談係にて閲覧・配布を行っています。

### (4) ご不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市環境創造局企画部環境影響評価課 電話:045-671-2495

## ご意見記入欄

◆規則に関するご意見◆

◆環境配慮指針に関するご意見◆

◆技術指針に関するご意見◆